平成２４年（フ）第９４号
岐阜県加茂郡白川町坂ノ東426番地
破産者　小池　　敏
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第２２１号
大阪府泉南市岡田３丁目21番３号
破産者　辻　　一美
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３３１号
大阪府泉南市岡田３丁目21番３号
破産者　辻　源一郎
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６６２号
大阪府貝塚市地蔵堂147番地１　301号
破産者　鱠谷　夏子（旧姓水口）
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６８４号
大阪府貝塚市海塚379番地２ベルメゾン貝塚601号
破産者　小島　満之（旧姓戸ノ岡）
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１０５３号
広島市安佐南区祇園１丁目27番24―12号
破産者　松岡　義則
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１３号
高知市浦戸46番地１
破産者　島村　安信
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３６号
熊本県菊池市野間口526番地８
破産者　吉田　勇樹
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
大分県佐伯市大字鶴望4448番地、破産開始時の住所大分県佐伯市東町18番19号
破産者　小川　　舞（旧姓大西）
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第３３６号
宮崎市淀川２丁目７番32号　淀川ビル303号
破産者　山下　優子（旧姓中村）
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３８０号
宮崎県児湯郡新富町大字日置5390番地３、前住所宮崎市佐土原町下田島9845番地７　Kコーポ203号
破産者　福光アキ子
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４号
宮崎県日南市大字宮浦2434番地
破産者　大嶋　義信
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第４４８４号
北海道函館市西旭岡町２丁目２―12、開始決定時の住所東京都大田区大森西４－３－３　株式会社セノン大森寮
破産者　寺前　孝敏
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３０２号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原２―65
破産者　新山　和彦
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６４６号
東京都港区海岸１丁目６番地１号
破産者　有限会社ケー・ティーアドバンス
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９３５号
東京都練馬区上石神井１丁目20―７―203
破産者　朝倉　　梢（旧姓山田）
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２４９号
千葉県浦安市美浜５丁目１―408
破産者　川名　敏男
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４２８号
東京都豊島区上池袋２丁目２番15号
破産者　株式会社丸善
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３２４号
東京都三鷹市牟礼４丁目13―30
破産者　中村　浩之
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部